

答 申 第 3 号

平成20年 9月30日

熊本市教育委員会 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成20年4月11日付け総企発第36号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

熊本市が「公共事業等環境影響調査」を春日小学校に対し実施したとする資料の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

[諮問第2号]

別 紙

諮問第2号

答 申

1 審議会の結論

熊本市教育委員会（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、熊本市が「公共事業等環境影響調査」を春日小学校に対し実施したとする資料（以下「本件文書」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否（不存在）決定を行ったことについて、当該決定の取消を求めたものである。

3 申立人の主張趣旨

申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見の陳述で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

春日小学校は新設される新幹線熊本駅西口広場から90メートルの地点に位置している。

このため、新幹線開業後は熊本駅での乗降客の増加に伴う車両の増加、在来線の高架橋工事、在来線駅舎解体工事、駅前東口広場拡張工事に伴う工事車両の増加もあり、春日小学校前の道路は車両などの混雑が予測される。

また、新幹線開業前も春日陸橋撤去工事、田崎陸橋撤去工事による迂回付替え道路により春日小学校前の道路の混雑が予測される。

このように、新幹線開業前後に亘って春日小学校前の道路が車両等で混雑することは明らかであり、車両等による騒音、振動、大気汚染による教育環境の悪化が予測されるにも関わらず事業を進めるからには、熊本市による事前の環境影響調査が実施され、分析、判断されているはずであるから、本件文書が不存在とは思えない。

4 実施機関の説明趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書及び意見陳述において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

実施機関が今回の熊本駅周辺整備事業について特に考慮しているのは、通学路の変更、危険箇所の確認とかの児童の安全確保である。各工事ごとに施工業者から説明を受け、学校側から保護者に対し通知を出し、地域諸団体と連携してのパトロールなど児童の安全確保を第一に取り組んでいる。

しかし、実施機関としては春日小学校に対する独自の環境影響調査は実施していなく、春日小学校に対する環境影響がどの程度なのかは把握していない。

よって、本件文書は存在しない。

したがって、条例第11条第2項に該当する。

5 審議会の判断

(1) 本件文書について

本件文書は、熊本市が「公共事業等環境影響調査」を春日小学校に対し実施したとする次の資料である。

ア 新幹線熊本駅前西口広場から新設西口道路に於ける一日の交通量、騒音振動、大気汚染の数値が基準値以内とする各数値計算式と各予測数値

イ 春日小学校正門前の「西口道路と田崎春日線交差点」における一日の交通量、騒音振動、大気汚染の数値が基準値以内とする各数値計算式と各予測数値

ウ 春日小学校正門前の「西口道路と田崎春日線交差点付近」における新幹線と在来線の乗降客の予測人員と雑踏等の数値

エ 新幹線熊本駅前西口広場を起点とする西口道路新設に際し、「バリアフリー、ユニバーサルデザイン」を導入した新設道路の具体的図式一式

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会においては、条例に基づき請求拒否（不存在）の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

(3) 本件文書の存否について

環境影響調査は、開発事業を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を与えるかを事前に調査、予測及び評価するものであるが、調査は開発事業を行う事業主体が実施するもので、事業により何らかの影響を受けるところが調査するものではない。

しかるに、新幹線整備事業をはじめとする熊本駅周辺整備事業等の事業主体は国等であって実施機関ではない。

したがって、環境影響調査を実施していないとする実施機関の主張には合理性が認められる。

よって、本件文書は不存在であると認められる。

(4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江	藤	孝
会長職務代理者		荒	木	昭次郎
委	員	高	木	絹子
委	員	田	中	節男
委	員	馬	場	啓

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成20年 4月14日	熊本市教育委員会から諮問を受けた。
平成20年 4月30日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成20年 5月16日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成20年 5月30日	異議申立人から意見を聴取した。
平成20年 7月11日	実施機関から意見を聴取した。
平成20年 8月 8日	審議を行った。
平成20年 8月28日	答申（案）の審議を行った。
平成20年 9月30日	答申（案）の審議を行った。